

体調不良や感染疑い・罹患により入構が制限される場合の対応について

以下の場合、不要不急の外出を避け、自宅等で休養（待機）してください（通学を控えてください）

- ① 発熱や風邪のような症状がある
 - ・発熱（37.5℃以上）もしくは、平熱より0.5℃以上高い場合
 - ・体調に異常のある場合（咳、息苦しさ、息切れ、のどの痛み、強いだるさ、味覚異常、嗅覚異常、頭痛、下痢等）
- ② 新型コロナウイルス感染症と診断された
- ③ 保健所から「濃厚接触者に該当する」と連絡があった
- ④ 濃厚接触者、または接触者に該当する可能性がある
 - ・同居する家族が検査（PCR検査、抗原定量検査等）を実施した、あるいは実施予定である。
 - ・日常的に接触している人（友人やアルバイト先の同僚など）が陽性、または濃厚接触者となった。

入構の有無にかかわらず「日本大学健康観察システム」に毎日、朝晩の体温・体調や行動歴を入力しましょう。



[日本大学健康観察システム](#)

※ 自宅待機期間中は、体温、症状の経過について、保健室でモニタリングします。

①
②
③
④
いづれの場合も保健室へ連絡

①

○ 居住する住居に近い医療機関・かかりつけ医に電話相談
又は居住県等の「受診・相談センター※」に電話相談

全国版 厚生労働省HP 

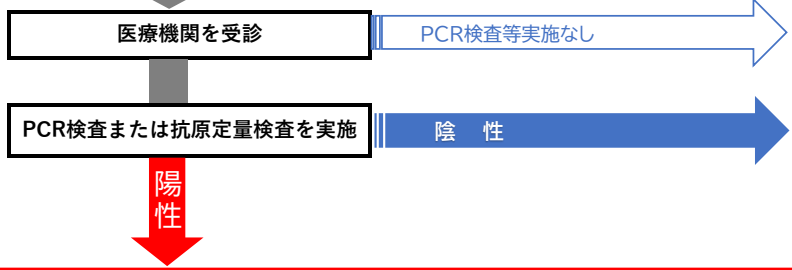
* 厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

※ 静岡県の場合「発熱等受診相談センター」
または近隣の「発熱等診療医療機関」に電話相談

ふじのくに 静岡県公式HP 

* 静岡県公式HP「新型コロナウイルス感染症について」内の該当項目参照
<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/new-cov.html>

① 医療機関を受診しなかった場合



【自宅待機解除の基準】

- ① 解熱後4日経過
- ② 発熱以外の症状が改善後4日経過
- ③ 初期症状発症後8日以上経過

上記①～③の条件をすべて満たした場合、通学可

※ 詳細は「発熱・体調不良時における自宅待機・解除基準について」を参照

保健所の指示に従い療養するとともに
罹患状況について右記のオンラインリンクから申告 → <https://forms.gle/AiuW5uL2LqBXd8o7A>

【新型コロナウイルス感染症罹患報告】 

保健室へ連絡してください ※一人暮らしの学生は必ず保護者等にも連絡をすること

【平日 9:00～17:00, 土曜 9:00～13:00】 TEL 055-980-0851（本校舎）
TEL 055-980-1925（三島駅北口校舎）

【上記以外の時間帯】 (mail) irb-hokenshitsu@nihon-u.ac.jp